

令和元年度 決算報告

令和元年度決算が9月に開催された村議会定例会で認定されました。一般会計では、歳入総額が23億3900万1271円、歳出総額が20億3521万4960円で、差し引き3億378万6311円の黒字決算となりました。これは、平成30年度と比較すると、歳入で1億7779万5858円（8.23%）、歳出で110万4286円（0.05%）の増額となっています。

平成元年度一般会計 決算の状況

歳入総額 23億3,900万円
 歳出総額 20億3,521万円
 差し引き 3億 379万円
 の黒字決算となりました。

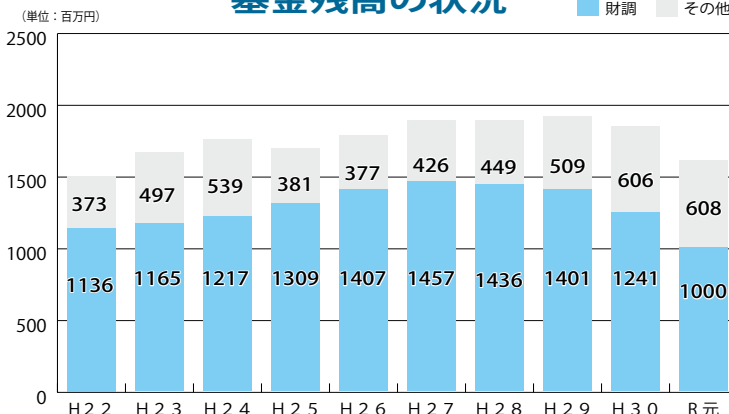
※黒字のうち1億2,967万円は、令和2年度に繰越し、事業執行するものです。



特別会計の決算状況

会計区分	収入済額	支出済額	歳入歳出差引額
国民健康保険	4億4,149万円	4億1,225万円	2,924万円
介護保険	4億4,182万円	4億4,020万円	162万円
浄化槽設置管理	3,500万円	3,229万円	271万円
後期高齢者医療	3,617万円	3,569万円	48万円
簡易水道	1億1,269万円	1億 205万円	1,064万円

基金残高の状況



令和元年度は、台風19号に伴う災害対応等があり、経費削減に努めましたが、基金現在高が約2億3,900万円減少しました。

東秩父村の健全化判断比率

令和元年度決算に基づいて算定された東秩父村の健全化判断比率は下表のとおりです。

区 分	東秩父村	早期健全化基準
実質赤字比率 一般会計（※）の赤字から財政運営深刻度をみる比率 （※村の一般会計等とは、一般会計およびバス会計をあわせたもの）	—	15%
連結実質赤字比率 全会計の赤字から財政運営の深刻度をみる比率	—	20%
実質公債費比率 借金の返済額等の大きさから資金繰りの危険度をみる比率 （この比率は当該年度と過去2カ年の3カ年の平均値を算出）	1.1%	25%
将来負担比率 村が抱える負債の残高から将来財政への圧迫度をみる比率	—	350%

（摘要）早期健全化基準の数値を超えた場合、財政健全化のためは是正措置が必要となります。赤字がないため、実質赤字比率と連結実質赤字比率は「—」で記載されます。将来負担比率は算定されないため「—」で記載されます。